

假切手を以請取、翌月勘定仕候事。

一、切死丹末類之者、江戸詰之外、脇々之者遣不申候。江戸道中之儀者、小頭同道に而遣申候。若於道中死去仕候時分、縮り之品、宗門改奉行差圖之通、小頭に申付遣申候。本人同事之者は、惣而他所之遣不申候事。

一、江戸・京より、公儀過書に而參候者御座候時分は、過書持參之足輕、御關所御番人交名を記參、其趣爲致書付、私共加奥書、年寄中迄指出候事。

一、江戸并他國に爲相詰候者共道中駄賃銀、足輕小頭・足輕者六人一疋分、小者・小遣小者は小頭共に拾一人に一疋分、駄賃銀被下候事。

一、里子、御算用場に召仕不申時分は、御普請に懸候様に御算用場より申來、御普請役申付候事。

一、御先年物頭并聞番江戸に相詰候節は、年寄中申渡、組足輕支配仕候事。

一、神田御前様御付足輕、并出雲守様御奥方御付足輕、預玄院様・淨珠院様御付足輕、其頭々御當地に有合不申時分は、年寄中申渡、私共支配仕候。右足輕御當地に罷歸り有

之内は、組用之者二三人指除、其外は割場之差出申に付、惣足輕同事召仕候事。

一、右御附小者之儀は、割場附小者并小遣小者惣高之内に付、於江戸茂諸事私共より支配仕候。勿論御當地に罷在候内は、惣小者同事召仕候事。

一、横山藏人・多賀宇兵衛附同心組、用之者二三人指除、殘る分者割場取人仕、惣足輕並に召仕、江戸に茂替々爲相詰申候事。

一、御參勤御發駕之時分は、私共御横目同道、越後屋敷前之罷出申候。御歸城之砌は、三之御丸に罷出申候事。

一、御參勤之時分御長柄之儀、御發駕以前御家老中に相達、割場御横目立合、私共見分仕、損候分御修覆之儀、御武具奉行に申談候事。

一、御煤拂之時分、私共内兩人、割場御横目同道仕、足輕・小者召連罷出申候事。

一、御城内外足輕番所之儀、先年は川勝久右衛門・吉田傳左衛門等支配仕、定番足輕に而爲相勤、不足分者割場足輕相渡申候。久右衛門等病死以後、割場之支配被仰付、定番

足輕私共當分支配仕候處、御城内外御番所四十七ヶ所之内十一ヶ所、享保九年より金澤御留守居番支配に被仰付、則右物頭組之足輕に而、御番所爲相勤申候。享保十一年に定番足輕相殘候者共、不殘右物頭支配に被仰付、私共支配不仕候。御番所之儀者、割場足輕に而相勤申候所々は、今以私共支配仕候。最前は定番足輕小頭、御番所相廻り候得共、右之趣に付、當時は割場足輕小頭又は足輕等申付置、御番所爲相廻候事。

但、寛保元年以來、御城内外、定番足輕并三十人方支配之者勤番に相成候所々茂有之候。然共右足輕等、外御用有之砌は、尤年寄中申渡候に付、割場に請取、勤番申渡候事。

一、時鐘撞、最前は定番足輕相勤候得共、右足輕不足仕、割場より加人遣、吉田傳左衛門等支配仕候所、傳左衛門等死去仕候以後者、私共支配仕候而、御時計御修覆等之儀茂、私共承届申渡候事。

一、御馬奉行故障有之節者、若年寄中申渡、私共代々右御用相勤申候。數日之儀に候得者、一人主付相勤申候事。

一、三十人頭故障有之節者、若年寄中申渡、三十人方支配仕候事。

一二 割場格帳之外奉行相勤候儀覺

御先々代以來割場格帳之外御定書之類を以相勤申覺

一、享保九年奥村伊豫守申渡候。御城中道作り候儀、前々より御歸城前は御作事所より申付、不時に道作り候儀有之節者貪着無之旨に候。畢竟人足召仕候儀に候間、御歸城前暨不時共に、向後割場より可申付候。尤品により、大工等之所作有之節は御作事奉行より可申談候條、右奉行示談候而可申付旨、同人申渡候事。

一、御城中竹木之儀、惣而御露地方支配之由に候所、中頃より左之十五ヶ所者、定掃除より支配之旨に候條、此儀は可爲只今迄之通旨、右同人申渡候事。

九拾間御長屋後
四拾間御長屋後